

— 広報 —



あに

1990

10月

編集・発行 秋田県阿仁町役場総務課

No. 339



「金融機関 防犯診談日」

10月11日から20日にかけて「秋の全国防犯運動」が実施され、期間中は阿仁町でも、車両防犯診断、防犯広報パレード、等の行事が行なわれました。

19日は、金融機関防犯診談日、で阿仁町防犯協会、防犯指導隊、警察から関係者が集まり、銀行、農協等の金融機関を視察しました。

大館能代空港実現に一步前進

大野運輸大臣来町 阿仁合駅で歓迎式



このようなことで県北地区はもちろん、県民総力を結集して運動を展開しておりますが、去る十月六日、大野明運輸大臣が空港建設予定地の視察と秋田内陸縦貫鉄道勤務で全国初の女性運転士となった三浦智子さん運転の「もりよし一号」乗車を兼ね来町しました。

当日は午前八時五十二分のJR特急「あけぼの」で鷹巣駅に到着。空港予定地の鷹巣町大野台中屋敷地区を視察したあと車で阿仁合駅にむかいました。



駅には午前十時十五分到着。阿仁町、森吉町、上小阿仁村の約三百人が大臣を迎えました。

歓迎式では最初に秋田一区選出の佐藤敬夫代議士があいさつ、続いて大野運輸大臣が「今日は空港予定地を視察してきました。空港が出来ることによって周辺すべてがよくなるような気がします。出来るか出来ないかはこれから勝負ですがなんとかして作りたい。佐藤代議士ともども頑張りたいと思います。」とあいさつし、集まった人から万雷の拍手をあげました。

また大臣は「内陸線の三浦智子さんの運転する列車に乗車するため阿仁町にきました。これは以前に会ったとき約束していたことで約束を守るという心のふれあい大切です」とのべました。

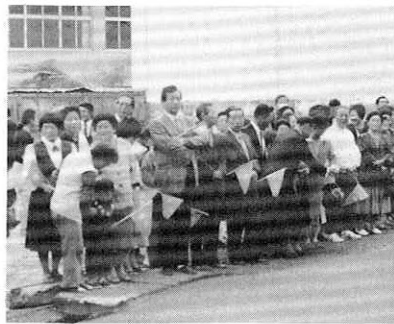


八田 貞さん

紺綬褒章受章

上新町の八田貞さんがこのたび紺綬褒章を受章され、去る八月二十日、県庁において県知事より伝達されました。

八田さんは平成元年十二月、「老人福祉に役立てて下さい」と一千万円を町に寄付。このことが認められ今回の受章となったものです。



そのあと阿仁町長今井乙磨が「内陸線の今後の発展と大館能代空港の早期実現をめざしてがんばりましょう」と万歳三唱。

そのあと大臣は三浦智子さんの運転する「もりよし一号」に乗車。角館にむかい阿仁町をあとにしました。

伝統の郷土芸能を堪能

―マタギの里・ふるさと祭り―

十月六日、七日の両日
担当で「マタギの里ふるさと祭り」がふるさとセンター前広場で盛大に開催されました。

今回で九回目となった祭りには町内外からあわせて百五十名の参加者がありました。

この祭りも回を重ねるとに人気が高まり今回は定員オーバーで断られる人もでる盛況ぶりでした。

野外マタギパーティーは六日の午後六時より始まり、あいにくの小雨の降るなか「熊鍋・山菜・牛肉の焼肉」



等のマタギ料理を楽しみました。

食欲が満たされた頃になると、両脇に篝火の焚かれた仮設舞台では「マタギ太鼓」「根子番楽」「比立内獅子踊り」等の郷土芸能が披露され、宵闇のなかに照明でくつきりと浮かび上がるその幻想的な演技に参加者の拍手喝采を浴びていました。

七日は「秘境の里探勝ツアー」でふる里センター、熊牧場、安の滝などを見てまわりマタギの里の秋を堪能しました。



内陸縦貫鉄道からのお知らせ

平成2年11月上旬から秋田内陸縦貫鉄道全線にわたって、冬期をむかえ、除雪訓練及び除雪のため、列車の運転時間以外にラッセル車の運転が行なわれますので、線路には絶対に立ち入らないで下さい。

また、踏み切りの通行にも十分注意し、事故防止にご協力下さい。

車椅子でも楽々

―支所入口にスロープ―

阿仁町農村環境改善センター（支所）に車椅子でも入れるよう玄関にスロープがつけました。



いままでは支所受け付け（窓口）まで車道から階段があり車椅子で来庁した場合、自力では不可能でした

が九月末に完成したこのスロープにより一人でも窓口業務ができることになり、利用者からたいへん好評をばくしています。

ゲートボール大会

優勝レプリカ寄贈受ける

昨年九月十七日、秋田県厚生年金受給者ゲートボール大会で阿仁チームが並び居る強豪チーム相手に見事優勝しました。

一年を経過し、このたび優勝カップを返還。レプリカのすばらしいメダルを受賞しました。

阿仁チームでは協議し、レプリカを町に贈ることとし、このたびの寄贈となりました。レプリカは体育館にかざつてあります。

※レプリカとは①優勝カップの複製②模写、複写の意味があります。



歳入33億7千13万5千円 歳出 31億1千195万4千円 差し引き 2億5千818万1千円の黒字(形式収支)

— 平成元年度決算 —

9月定例議会において、平成元年度の町の一般会計、特別会計、病院事業会計が上提され、それぞれ認定されました。

一般会計の歳入総額33億7千13万5千円に対して、歳出総額は31億1千195万4千円で、形式的には2億5千8百18万1千円の黒字決算となりました。

主な要因としては、歳入の半分以上を占める地方交付税が、前年度に比べて20%以上の大幅な伸びと諸収入が前年度対比で142%の伸びを示したことによるものです。

また、積立金については、ふるさと創生事業基金、減債基金、まちづくり基金、福祉施設建設基金、水田農業確立特別交付金基金、大阿仁小学校校舎建設基金などに1億4千3百万円余が増額されました。

歳出の状況 (目的別)

区 分	決 算 額	構 成 比	町民1人当たり
	千円	%	千円
議 会 費	55,570	1.8	10,557
総 務 費	495,998	16.0	94,225
民 生 費	399,119	12.8	75,820
衛 生 費	180,401	5.8	34,271
労 働 費	757	0.0	144
農 林 水 産 業 費	480,217	15.4	91,227
商 工 費	171,607	5.5	32,600
土 木 費	500,025	16.1	94,990
消 防 費	98,820	3.2	18,773
教 育 費	331,063	10.6	62,892
災 害 復 旧 費	19,001	0.6	3,610
公 債 費	379,376	12.2	72,070
諸 支 出 金	0	0.0	0
歳 出 合 計	3,111,954	100.0	591,177

歳 入 の 状 況

区 分	決 算 額	構 成 比	町 民 1 人 当 たり
	千円	%	円
地 方 税	238,997	7.1	45,402
地 方 譲 与 税	47,722	1.4	9,066
利 子 割 交 付 金	4,664	0.1	886
自 動 車 交 付 金	20,533	0.6	3,901
地 方 交 付 税	1,838,019	54.5	349,168
交 通 安 全 交 付 金	0	0.0	0
分 担 金 ・ 負 担 金	88,936	2.7	16,895
使 用 料 及 手 数 料	57,943	1.8	11,007
国 庫 支 出 金	185,891	5.4	35,314
都 道 府 県 支 出 金	251,838	7.6	47,842
財 産 収 入	13,023	0.4	2,474
寄 附 金	17,950	0.5	3,410
繰 入 金	39,649	1.2	7,532
繰 越 金	67,785	2.0	12,877
諸 収 入	172,685	5.1	32,805
地 方 債	324,500	9.6	61,645
歳 入 合 計	3,370,135	100.0	640,223

※町民一人当たり及び一世帯当たりの金額は、平成元年三月末日現在の数値で算出しました。

一般会計財政収支の推移

(単位:千円)

年度	歳入 決算額 (A)	歳出 決算額 (B)	形式収支 (A) - (B) = (C)	翌年度に 繰越すべ き財源 (D)	実質収支 (C) - (D) = (E)	単年度 収支
60	2,360,769	2,298,120	62,649	0	62,649	854
61	2,399,095	2,358,191	40,904	0	40,904	△21,745
62	2,860,928	2,777,914	83,014	0	83,014	42,110
63	2,807,747	2,739,962	67,785	18	67,767	△15,247
元	3,370,135	3,111,945	258,181	0	258,181	190,414

歳出の状況 (性質別)

区分	決算額 千円	構成比 %	町民1人当たり 円	
人件費	702,552	22.6	133,464	
扶助費	22,611	0.7	4,295	
公債費	379,364	12.2	72,068	
内訳	元利償還金	376,471	12.1	71,518
	一時借入金利子	2,893	0.1	550
物件費	395,428	12.7	75,119	
維持補修費	15,363	0.5	2,919	
補助費等	282,046	9.1	53,580	
繰出金	155,253	5.0	29,493	
投資・出資金・貸付金	22,398	0.7	4,255	
積立金	143,121	4.6	27,189	
投資的経費	993,818	31.9	188,795	
うち	普通建設事業	974,817	31.3	185,186
	補助事業費	443,037	14.2	84,164
	単独事業費	494,108	15.9	93,866
	災害復旧事業費	19,001	0.6	3,610
歳出合計	3,111,954	100.0	591,177	

町税の内訳

区分	決算額 千円	1世帯 当たり 円	町民1人 当たり 円	63年度 町民1人 当たり 円
町民税	92,920	54,499	17,652	19,471
固定資産税	123,257	72,291	23,415	22,814
軽自動車税	3,104	1,821	590	560
たばこ税	16,674	9,779	3,168	3,630
旧法による税	3,042	1,784	578	—
合計	238,997	140,174	45,402	49,512

六分間に一件の割合で 火災発生

約五万六千件、これが平成元年中に全国で発生した火災の件数です。時間にすると、ほぼ六分間に一件の割合で火災が起きていることとなります。また火災による死者は、千七百四十七人で、一日当たり五人もの尊い生命が失われたこととなります。

死亡原因の約三割が「逃げ遅れ」

火災で亡くなるひとの三人に一人は「逃げ遅れ」によるものですが、「逃げ遅れ」の原因としては次のようなことが考えられます。

▼火災に気付いたときには火炎にまかれ、逃げ道がなかったか、まったく気付かなかった。

▼判断力にかけていた(泥酔など)か、あるいは体力的な条件が悪かった(病氣など)

▼火の回りが早く、ほとんど避難できなかった

▼逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失った(消化しようとしていて煙に巻かれるなど)

▼避難行動に入っていたが逃げ切れなかった

こうした「逃げ遅れ」を防ぐには、何よりも早く火災に気付くことです。とはいえ、火災はわたしたちが目覚めているときばかり起こるとは限りません。

事実、焼死する事故が多いのは寝ている間の午前一時ごろから明け方四時ごろにかけてです。

そこで、火災の「見張り番」とも

いえる「火災報知機」を取り付けるのも一つの方法です。

死傷者は幼児とお年寄りが多い

放火自殺者を除いた火災による死傷者を年齢別の割合で見ると六十五歳以上のお年寄りとお年寄りが高い割合を示しています。

お年寄りの場合は、寝煙草の不始末から就寝中に寝具に火が燃え移り、煙に巻かれるケースや、一人で焚火をしていて着物に火がつき、体が不自由なために消すことができなかつたなど、悲惨な例がみられます。

一方、幼児の場合は、親の留守中に火災が発生し、逃げ出せなかつたなどの痛ましいケースが報告されています。

お年寄りや子供、体の不自由な人、病人を火災から守るためには、家族はもろろん隣近所の援助や協力が大切です。

幼児やお年寄りだけを残して外出するのは、できるだけ避けたいものです。やむを得ない場合は、必ず隣近所に一声かけてでかけるようにしましょう。

マツタケ発生環境整備事業 議会 9月

職員の綱紀粛正など 定例会

(No.24)

9月18日～26日

一般質問

2議員が登壇

9月定例会は9月18日より、同26日までの9日間の会期で開かれました。

提出された議案は平成元年度一般・特別各決算認定議案8件、工事請負関係議案4件、平成2年度各会計補正予算等、7件、専決処分、継続費精算報告、過疎地域活性化計画等3件が何れも原案通り可決されたほか、陳情1件が主旨採択されました。

一般質問は吉田、小武海両議員が登壇、打当地区観光施設整備、太平山麓(秋田・鳥坂ルート等)についての論戦が展開されました。



一、マツタケ発生環境整備事業について



吉田仁吉郎議員

(質問)町の産業振興の一環としてマツタケの保護と増床、産地化をめざしてマツタケ発生環境整備事業が実施されようとしておるが、この事業の実施に当って町民の間では色々な疑問や問題点が提起されておる。

それは、長い間地域住民が、生活の一部として、楽しみ、親しんできた山の幸が町の活性化の名のもとに奪い去られようとしているからである。

しかも全面入山禁止とする所に無理があるのでないかと思われる。

さらにこれまでの手順でもまだ完全に地域との合意や、議会との協議、予算の凍結解除等が整わないままに実施されようとしておるが、底流としてはまだ根強い反対があり、こうした町民の動向をどのように受けとめておられるか伺いたい。

先般の公民館での説明会を通じて感じたことはこの事業の主旨には反対しておらないが、問題は事業実施の手法であらうと思つておる。

とくにマツタケ以外の山菜、雑キノコの採取にからむ規制の取扱

いは難しい問題と思つておる。従つてこの事業の実施に当り、

全面入山禁止にしないで、10ヘクタール規模を試験的に実施し、その実績にもとずいて、町民の理解を得ながら順次拡大する、あるいは1年～2年間は全町民にマツタケ採取を我慢して頂く方法も考えられるが、町長の考えはどのようなものかお尋ねしたい。

(答弁) 町長

マツタケ発生環境整備事業の実施についての色々な手法、考え方が述べられました。乱獲による絶滅を防ぐため以前から、色々な意見が提起されており、何れ、いつかは、誰れかがこの事業に取り組みざるを得ないものと考えています。

たまたま緑のオーナーの会があり、メンバーの中から現在生育しているマツタケの保護管理にとどまらず、植菌による育成方法が、大阪宮林局管内あるいは広島、福島県等でも実施されておるといふことであり、町全体がマツタケ



7月29日(日)

大館北秋田支部消防連合訓練大会

7月30日(月)

全県町村議会議長研修会(岩城町)

7月31日(火)

阿仁町林業構造改善協議会

8月9日(木)

第2回臨時議会

8月14日(火)

阿仁鉱山を偲ぶ会

8月15日(水)

成人式

8月16日(木)

阿仁川下りゴムボート大会

8月21日(火)

議会全員協議会

8月26日～31日

議員研修(山陰)

9月5日(水)

全県議員研修会(秋田市)

9月6日(木)

議員研修(岩城町)

鷹巣阿仁地区環境衛生大会

9月10日(月)

県北三那議員野球大会

9月13日(木)

阿仁町敬老式

くりの里に生かえるための方策、必要性が今回のマツタケ発生環境整備事業に結びついた訳であります。

3月定例会に提案しました予算につきましては、町民の疑問や理解を得るようというところで、予算執行を見合せており同時にまた組合の結成に当っては、チラシ等で十分周知徹底を図りながら会員の募集に当っておる所である。

9月14日の説明会では、色々な意見が出されましたが、雑キノコを採って楽しんでおられる方の意を組んで、ある区域を設けながら山に入って頂く、あるいは入山禁止の期間を10日程短縮し10月20日までとする等、保護生産組合とも十分話し合いを促して参りたいと考えております。

保護生産組合ではマツタケから採取された胞子を今年は、40ヶ所程植菌する計画を樹てておりますが、やはりある程度規制しないと今後の成果につながらないと思われる。

この方法で植菌すると、大体5年程で50%の実績が見込まれていゝる。
自然発生のマツタケにとどまらず植菌によるマツタケの発生を、促進することは、これからの阿仁町にとっては大事なことであり、是非共ご理解を頂き、この事業を成功させて欲しいと思つてゐる。
またマツタケ山250ヘクタール

ル全部を一つの組合が管理することは大変であり、出来ればこれを地域毎に区分しながら、例えば、三枚、真木、小沢というように地元中心にした組合が、将来出来るよう期待しており、その場合その地域の方々に山を守って頂ければ阿仁町のマツタケの将来に期待が上がるものと考へてゐる。

今回の説明会並びに、町民の皆様からのご意見等は十分心の中に入れながら、今後事業を進めて参りたいと考へております。

(質問) 9月14日の説明会では、色々異論が出された。とくに町民同志のいがみ合いというものが懸念される、もつと合意づくりを進め、町民の納得を得た中でこの事業を進めるべきと思う。

さらに先般の説明会では、雄物川町のように、2、3年放置することにより、増収が図られたという説明があつたが、これは町民が痛みを分かち合う、我慢することによつて増収につながるという決意にもうけとめられたが、やはり町民の合意の中でこの事業は進めて欲しいと思つうがどのような考へか伺いたい。

(答弁) 町 長

全ての方々に私共の考へが、一〇〇%理解され、賛同を得られれば有難いが、色々な考へ方がある

ますので、私共は出来るだけこの事業に対するご理解を得たいというこゝで、現在まで集落座談会、チラシ等でPRを重ねてきておる。雑キノコ等の採取を楽しみにしておられる方については、組合とも十分話し合いながら、そうした機会が得られるよう努力をしてみたいと考へております。

また山止めをただけで、2倍〜3倍の発生率をみた実例もあるが今回町と古河林業KKとの間のマツタケ山の契約は10年間で、組

合とは4年7ヶ月の契約となつておるが町民全体がマツタケの乱獲を防止し、保護しなければならぬという気持はもつておられることと思つてゐる。

一定期間我慢して頂き、山が元通り回復した時点においては、管理区分を細分化し、地域民全体でこゝした組合を自からつくつて頂きながら、この事業を推進していければ町のためになるだろうと考へております。



小武海芳雄議員

一、打当地区観光施設整備の具体策

安の滝

(質問) 今春現地を見ました。また、施設整備に対するアンケートも出しているが、現在どのような施設整備についての具体策を考へているか伺いたい。

森吉町では小又峽の遊歩道を整備して、三階の滝までハイヒールで行けるようにしたいと言われている。

(答弁) 町 長

- 9月15日(土) 笑内、吉田祭典
- 9月16日(日) 根子、比立内祭典
- 荒瀬運動会
- 9月18日〜26日 9月定例議会
- 9月27日(木) 政治改革秋田県会議
- 9月29日(土) 阿仁町教育関係職員研修会
- 10月1日(月) 大館能代空港早期実現総決起大会
- 10月4日(木) 老人ホーム運動会
- 10月6日(土) 大野運輸大臣歓迎式
- 10月9日(火) 河北町道視察
- 10月12日(金) 小坂インターチェンジ開通祝賀式
- 10月13日(土) 森吉山スキー場整備推進協議会
- 10月15日〜16日 大館能代空港中央陳情(東京)
- 10月20日(土) 秋田市阿仁会
- 10月23日(火) 大館能代空港建設促進中央大会
- 10月25日(火) 全国過疎シンポジウム(秋田)

(東京)

安の滝までは現在、県工事に
り幅員2米の歩道整備工事が進め
られてる。

本年度は650米程であるが、
来年度中には整備完了するよう要
望している。

県並びに営林署には改修のため
工作機械が入れるような幅員にし
て欲しいと要望しているが、県の
考え方は出来るだけ現状を保護
しながら、自然石を使い整備した
いということである。

滝までは1.9kmもありますので、
途中色々工夫し、余り遠いと感じ
させないように、見せ場、休み場
を設けたい、そしてまた駐車場ま
では、併用林道とするよう話し合
いを進めているが、さらに指摘の
トイレの施設の不備は改善したい。

くま牧場

(質問) 年間入場者3万人の予想
が、4ヶ月足らずで6万3千人余
りの入り込み客があったという報
告である。

しかし、熊牧場オープンの特
点から、もっと何かを併設しなけれ
ばならないということは、当局を
はじめ私共も一致した考えであっ
たと思う、あと2ヶ月で冬場に入
ります、また、来年4月再開とい
うことになるが、いまの時期にお
いてそれに対応すべくどのような
具体的整備計画をおもちか伺いた
い。

(答弁) 町 長

対応策として考えておることは、
現在の熊牧場の右側の約2ヘクタ
ールを拡張して、ひぐまのゴン太
や小動物を移し、子供の遊び場を
造る計画をもっている。

拡張する用地については、先般
地権者より内諾を得ましたので調
査に入り平成3年度には工事に入
る予定である。

打当温泉

(質問) 熊牧場オープン以来、日
曜祭日は打当温泉も満員に近い状
態である。

さらに工事中のブナ森林道の整
備によりますます利用増加が見込
まれている。

こうした中で現状のままではせ
つかく訪れた観光客が、施設の不
足のため利用出来ない事態も考え
られる。

以前からの問題でもあり、今後
どのように具体的に対処するつも
りかお尋ねしたい。

(答弁) 町 長

本年度予定していた露天風呂の
計画については、地権者が埋め立
てを行い地形が変わっている、従っ
て、当初の計画を大幅に変更せざる
を得なくなり、新しく構想を練

っているが、これは地権者の承諾
があり次第直ちに実施したいと考
えております。

打当温泉の今後の対応について

二、太平山麓ルート

(秋田市)鳥坂について

(質問) 本ルートについては、過
去2回程一般質問を行っている。

当町の場合、現在まで河北ルー
ト一本で対応して来ておるが、現
在まで20年以上も経過しながら仲
々進捗がない、そしてまた期成同
盟会の活動も低調で会長も欠員
のままである。

太平山ルートについての会議に
は担当者をおブザーパーとして、
出席させたということであるが、
「月刊あきた」でもこのルートの
整備の急務を取り上げている。

河北ルートは既定方針通り進め

は、最近の利用客増加により、一
部不便をかけておるので、隣接の
ふるさとセンターの活用を具体化
するよう検討に入りたい。

るにしても、秋田市と仁別と太平
山と秋形と鳥坂に至る約40キロメ
ートルの太平山ルートは、再考す
べき課題と思われる。

しかも秋田市の阿仁会も大賛成
であると聞いており、これからの
情勢の変化そして適確な情報をも
とに今後太平山ルートにも積極的
に対応する必要があると思うが、
町長の考えを伺いたい。

(答弁) 町 長

秋田市の田村助役は、太平山ル

三、地場産業振興対策

(質問) 町長は公約のひとつに、
地場産業の振興を掲げ、機構改革で
も「産業振興課」に改めるなど意
欲的に対処している。

しかし、農林業の後継者不足や、
最近の労働力不足は著しく、一次
産業、とくに中小零細企業に至っ
ては深刻で、農林業と共に不振を
かこつておるのが現状である。

都内の台東区ですら、若者定住
策のために、毎月5万円ずつ5年

ートについては大変意欲を燃やし
ており、ことし2月に秋田市より
7人程が見えられ、協力要請をさ
れている。

秋田市に通ずる短絡線は何本あ
ってもよいし、このルートは秋
田市の市街地に直結するというこ
ともあり期待の出来るものであ
るが、長い間の河北ルートの運動
展開もあり、8月29日の秋田市、
河辺町、五城目町、上小阿仁村、
森吉町、そして阿仁町を含めた会
議には、おブザーパーとして出席
させて頂いた。

現在急速に話し合いが進展して
いる河北ルートの動向もあります
ので、今後各町村の動きをみなが
ら適切に対処しなければならぬ
と思っている。

当面は、河北道路の県道昇格に
焦点を当てながら対処したい。

(答弁) 町 長

地場産業の振興を図るため、機
構改革をいたしておりますが、継
続事業が残っておる関係から地
場産業のための予算化が不十分と
なっている。

現在、農業振興については奨励
品目である、夏秋キュウリ、シシ
トウ、スイートコーン、ソラ豆、
ハウスものの山菜等を中心に、農
協を通じて東京中央野菜卸売市
場に21品目が出荷されている。
品質がよいので、カボチャを除

きよく売れているというところであるが、しかし農地は、昭和55年から20ヘクタールも減少し、農業所得も県平均の20%弱、兼業農家は92%、これは全国平均より20%も高く、しかも200万円以上の販売実績を有する農家は、全体の6%弱にも満たないものとなっているのが現状である。

若い後継者不足と、山間高冷地という地形的ハンデを背負っている現状であるが、こうした中で最近山菜の栽培熱が高まり意欲が感じられるので、ゼンマイ等の栽培も奨励してみたいと考えておる。

また複合経営推進策としては畜

産振興も大事であり、高津森放牧場の整備改良と併せて造成も実施したいと考えている。

農林業に限らず商工業を含め、地場産業振興の原点を踏まえながら今

四、職員の綱紀肅正について

(質問) 7月30日、死亡事故ゼロ、5000日達成で町内パレード、県表彰等ありましたが、これもつかの間、交通3悪である飲酒運転

による職員の事故が発生したことは遺憾である。

今回の不祥事は、職員のモラルの問題であると思うが町長は職

後共町内産業の振興には努力したい。パイオ研究、水耕栽培等については農業指導センターを中心に今後検討させていきたい。

員に対してどのような指導を行っておるものか伺いたい。

また、新聞報道によるとそれに部下職員の処分を行っているが、最高責任者である町長自身の責任の所在は明確にされていない。どのような責任を感じておられるのかこの際お尋ねしたい。

町税・税外未収金の確保を

決算審査のあらまし

9月定例会に提案されました平成元年度、一般、特別会計各決算議案の審議は、議員全員による決算特別委員会が構成され、決算内容の審議が行なわれ次の審査意見を付してそれぞれ原案通り認定されました。

長期に亘り堅調に推移して来ましたが、平成元年度における財政運営と行政執行の各般に亘る決算審査の結果、提起されました意

る今後の財政運営への影響が懸念されておる中での決算審議となりましたが、平成元年度における財政運営と行政執行の各般に亘る決算審査の結果、提起されました意

見は次のとおりでありますので、今後の行政運営における指針とされるよう要望する。



(答弁) 町長

職員の綱紀肅正に対するご指摘であるが、監督不行届きで誠に遺憾に思っております。

当日、本人はお盆休みであったが、自宅から大館市内に酒を飲んで車を運転中事故を起こしたものである。

職員に対しては緊急課長会議を開き、さらに綱紀の肅正と服務規律に関し厳正を期すよう町長名で通達している所である。

同時に、庁車の管理についても十分整備点検に努め、事故の防止に当たるよう指示している。

(一) 一般会計

① 収支の状況

平成元年度決算の歳入総額は、3,370,135千円、歳出総額、3,111,954千円、歳入歳出、258,181千円の差引額となるが、うち、翌年度への継続費通次繰越額はなく、実質収支においても同様、258,181千円の黒字決算となった。また、昭和63年度決算剰余金67,767千円を差し引いた実質単年度収支では、190,414千円の実質繰越額となった。

② 歳入歳出の概要

また病院では院長に各職員が誓いを提出、今後の戒めとしている。行政処分については、職場外の休暇中の事故ではあるが今までの経緯も踏えきびしいものとなっている。同時に、病院長、同事務長の外運転管理者である総務課長、助役も今回訓告処分とした。

私自身の問題は、過去の事故による処分例と、休暇中の事故というところもある程度加味して、本来ならば処分をうけて然るべきものと思うが心の中で強く戒めをして私自身の処分はしなかった。

色々批判はあると思うが、二度とこのような事故が起こらないよう誓いたい。

まず歳入では、町税収入が238,997千円、収納率96.0%であるが、前年度に引き続き23,068千円の減収である。

とくに、固定資産税の収納率は93.6%と低く、過年度未収額は、7,571千円に達し、前年度より2,471千円増加、これが収納率低下の要因となっている。

町の唯一の自主財源である町税の収納確保については、徴税態勢を再点検しながら尚一層の努力を要請したい。

地方交付税収入は、普通交付税1,669,165千円、前年対比26.1%の増額、特別交付税168,854千円、9.3%の増額である。

地方交付税総額では1、838 019千円、前年対比24・4%増、360、055千円の増額となっているが、今後共、国の税、財政動向を十分把握しながら予算の適確な見積りと計上措置に努められたい。

地方債の現債高は2、350、055千円、土地開発公社等の債務負担行為による現債高は450 202千円となっている。

又、公債比率は12・2%、前年度比較3・7%の減少であるが、しかし率においては減少しているものの額においては169、888千円の増額である。

財政硬化化要因につながる町債の借入れについては、長期に亘る起債償還計画の見通しのもとにさらに適切な対応を要望したい。

歳出における人件費、物件費等、義務的経費の経常収支比率は65・6%、前年対比11・4%の減少であるが、財政の効率的な運用と経常経費の節減のためさらに特段の努力を引き続き要望したい。

③ 税外未収

税外収入未済額は前年度より3 333千円増加し、3 117千円である。出納閉鎖後の収入確保等により現在未収額は、2、541千円であるが、しかし、懸案の導入半償還金をはじめ災害危険住宅貸付償還金および住宅使用料等、長期に亘るものがあり、固定化の傾

向にあるので、債務内容を再点検のうえ未納解消のためさらに適切な対応を求めたい。

とくに、現年度新規に未収経常されたものうち、現時点で441、160円がなお未収金のままとなっており、これが回収についてもさらに積極的な収納努力を要望したい。

④ 不納欠損処理と不用額

当年度不納欠損額は前年対比1 419千円減少したものの、町税においては917千円の額である。

公平、公正な税負担の原則からしても適切な時効中断等（一部納入）の手續きに基づき、債権債務の確保を図ることは当然であり、不納欠損処分は最小限度に留めるよう鋭意努力すべきである。

また、当年度における不用額は233、656千円である。このうち、阿仁スキー場移転補償費93、778千円および地方交付税最終補正額72、192千円を差し引いてもなお前年度より12、908千円の増額であり、とくに土木費、教育費等が多額である。

暖冬による燃料費の節減、設計材料の変更等、理由はともかく適確な予算補正の措置を講ずべきである。

⑤ 現庁舎の改築は急務となっており、とくに、町民の利便性（駐車場含）の問題、とりわけ町のシ

ンボルである庁舎の現状は他に比し著しいギャップとなっている。従来、平成2年度計画、平成3年度建設を目標としてきた経緯からも早期庁舎建設に向かつて、今後共計画的な財政の運用を図りながら必要な基金の確保を図るよう留意すべきである。

⑥ 懸案となっていた臨時職員の一部定数繰入れにより、その処遇が改善され、更に本年度も職員が公募が行なわれておるが、依然としてなお一部臨時職員が身分不安定のまままで推移している現状から、臨職解消についての適切な対応を要望したい。

⑦ ふるさと創生事業費は当年度31、583千円である。温泉探査と担当温泉整備、研修費が主なるものであるが、引き続き計画されているふるさと創生関連事業の推進についてはさらに積極的に対応、円滑な事業の推進を図られたい。

⑧ 広域清掃センターの完成、オープンに伴う収集業務の円滑な運営についてはとくに留意すると共に、荒瀬川不燃物処理場についても適切な管理と施設の整備により、処理場の活用を今後もより長期に亘り使用継続するよう努力すべきである。

また、町営火葬場の運営につ

ては、施設の円滑な運営管理により、町民の苦情等派生しないよう適切な対応を要望したい。

⑨ 基幹産業である、農林業の振興を図るための将来に亘る基本的な計画づくりと産地化に向けて地道な努力をすべきである。

とくに、豊富な農林資源を活かした多様な産業興しを目指し、農業団体や農協、観光施設等の連携を強め、地場産業化へのシステムづくりと指導機能強化に町はさらに積極的に取り組むべきである。

⑩ 熊牧場のオープンにより、一連の観光施設もほぼ一巡、今後は施設のグレードアップと関連施設の整備に重心が移動しつつある。今後は、農林産物を中心とした地場産業との結びつき、土産品の特産化の推進による波及効果の拡大等、広い視点に立った積極的な対応が必要である。

また、観光施設の今後の運営形態並びにイベントの運営方式については要員体制の見直し、民間人材活用を含めマンネリ化防止のためさらに観光協会等との連携強化を図るなど委託方式を含めて前向

きに対処方策を検討されたい。

さらに、緑地広場の長期シーズン化に向けて内容の充実を図ると共に、所管課の一元化についても十分検討されるよう要望したい。

⑪ 町道大町2号線の当年度整備事業費は、32、433千円である。この事業の進捗により現公民館が解体されることとなるが、今後の公民館活動に支障をきたさないよう代替機能の確保については十分配慮のうえ、適切な対応をすべきである。

(二) 農業共済会計

当年度、干害により農家に支払いされた水稲共済金の額は5、135千円である。

災害補償方式である農単方式、および一筆方式については、従来より論議されてきたが、その有利性については、さらに専門的に比較検討する必要があるものと思われる。

(三) 阿仁合、大阿仁 財産区会計

分収林等、財産区有地の境界を起因とするトラブルの発生を防止する観点からも、今後の財産管理に対する対応はシビアな姿勢の中で適切な管理を図られたい。

特に紛争要因となっているものについては、順次解決、解消するよう前向きに努力されるよう要望する。さらに、民有林の質的向上を狙いに、良質材、模範林の育成についても計画検討されるよう要望したい。

(四) 国保会計

国保税の収入未済額は8、877千円、不納欠損額は644千円である。

未収額のうち、7、038千円が過年度未収金で、とくに昭和62年度以前のものが3、837千円となっており、不納欠損要因となることが懸念される。

従ってこれが長期固定化し、不良債務とならないよう、未収解消にはさらに努力をされたい。

国保をめぐる財政環境はきびしいが、可能な限り重税感が増幅している現状を踏まえ、税負担の増大をきたさないよう医療費軽減の諸方策、とくに疾病予防のための保健活動を強力に推進されたい。

(五) 簡易水道会計

収入未済となつてゐる水道使用料は2、563千円であるが、うち、過年度未収は2、065千円である。

現在、水道使用料の自動振込加入数は1、154件であるが、さらに加入数の拡大普及を図ると共に、固定化している未収金の確保についても積極的に対応、具体的な手立て方策を講ずべきである。

(六) 病院事業会計

当年度における病院事業収益は、32、478千円の黒字決算となり、累積欠損金も42、246、196円に減少した。

しかし、業務量は入院一日4.6人減少、病床利用率も前年対比6%下回る76.5%となっている。

いきおい、医業外収益、とりわけ一般会計からの繰入補助金51、144千円が病院事業収支益の大きな要因となっていることは否めず、従って、医業収支では、1588千円の減額、医業外収支では48、364千円の増額となっている。

今後共、医療サービスの向上を図りつつ、近隣医療施設との競合に耐え得る経営基盤の確立のため患者サービスの一層の充実を図られたい。

阿仁町、琴丘下し初優勝

第三回県北三郡町村議会議員野球大会は九月十日、八森町観海小学校グラウンドを主会場に開かれ、阿仁町が接戦の末13-12で琴丘町を下し初優勝を飾った。また、最優秀選手賞には菊地忠雄議員が選ばれた。大会は、県北三郡町村議会議員の親睦と地域連帯感の強調を図ることを目的に開いているもので、鹿角、北秋田、山本の三郡から六町が出場して熱戦を繰り広げた。

結果は次の通り。

- ▽一回戦 森吉町 9-6 藤里町 小坂町 8-3 八森町
- ▽準決勝 琴丘町 27-4 森吉町 阿仁町 6-4 小坂町
- ▽決勝 阿仁町 13-12 琴丘町

★最優秀選手賞 菊地忠雄議員(阿仁町) ★優秀選手賞 熊谷類之進議員(小坂町)、桜井忠雄議員(森吉町)、吉田仁吉郎議員(阿仁町)、石川和雄議員(琴丘町)、金谷信栄議員(八森町)、山田哲雄議員(藤里町)

9月定例会の

議決事項

(累積欠損金)

4千2百24万6千円

◎平成二年度一般及特別会計補正予算

◎一般会計、各特別会計決算を認定

▽国保会計 6百21万1千円

▽阿仁合財産区会計 8百19万3千円

▽大阿仁財産区会計 18万4千円

▽簡易水道会計 4百22万2千円

▽老人保健医療会計 3百36万4千円

▽病院事業会計 3千2百47万8千円

▽一般会計 剰余金(実質収支以下同じ) 2億5千8百18万1千円

▽農業共済会計 8百2万円

▽一般会計補正

1億6千8百74万7千円増

▽農業共済会計補正

1百66万9千円増

▽国保会計

1千7百51万9千円増

▽阿仁合財産区会計補正

3百61万5千円増

▽大阿仁財産区会計補正

19万7千円増

▽簡易水道会計補正

2百92万2千円増

平成元年度の町の一般会計、特別会計の決算が次の通り認定されました。

▽老人保健医療会計補正
7百70万円増

▽農林漁業体験実習館建設工事
請負契約の締結
契約金額
1億8千5百19万4千円
秋田土建K
取締役社長 北林一成

▽吉田小様線道路改良工事請負
契約の締結
契約金額
1億40万2千8百60円増

都市と農村の交流

弥栄村

島根県のほぼ中央にある弥栄村は、昭和31年、2ヶ村が合併した人口1、974人の小さな村であるが高齢化率27%、村の総面積の85%が林野で占められ、標高500m、1、000mの間に29の集落が点在する典型的な山村である。村内にはダム2ヶ所があり、農家戸数は485戸、耕地面積は407ヘクタール、産物はしいたけが主なものでした。

昭和38年頃から急激に挙家離村あるいは、出稼者が帰ってこないという例もあり、人口減少が進行村の存立を脅かすまでに至った、そうした危機的状況のなかから、行政の発想、施策の転換を余儀な

4千1百63万8千7百80円
株式会社 松岡組
代表取締役 松岡晴樹

▽荒瀬川線舗装新設工事請負変更契約の締結
変更額
2百万3千3百50円増

▽新風張橋橋梁製作工事請負変更契約の締結
変更額
1百40万2千8百60円増

阿仁町過疎地域活性化計画（前期）策定について

の交流をはかり、情報の集積や、人とのつながりを深める、そして交流により形成されたネットワークを通じて、むらの再生、再編をはかるというねらいである。

活性化事業の推進

昭和61年度からまち、むら活性化事業、森とのふれあい事業の指定をうけ、投じられた事業費は約3億円であった。

ふるさと体験整備事業も進捗、本年5月より「ふるさと体験村」を開村しているが、全体で25ヘクタールの広大な面積の中に、都市との交流拠点施設である「コンベンションヴィレッジ」があり、研修棟2棟、管理棟兼食堂、ログハウス、宿泊研修施設等が完備されており、ふれあいの森ゾーンは2.5ヘクタール

過疎地域活性化特別措置法の施行に伴い、前期（平成2年4月1日）同7年3月31日）計画の策定

継続費精算報告

平成元年度阿仁町一般会計継続費精算報告

▽戸島内生産センター
2ヶ年継続事業
総事業費
3千20万1百34円

専決処分報告

平成2年度阿仁町一般会計補正（補正第6号）
3百65万6千円増

▽マタギの里能牧場整備事業
3ヶ年継続事業
総事業費
1億7千9百78万5千円

陳情

採択となった陳情

「ゆとり宣言」の議決を求める陳情

提出者

日本労働組合総連合会、連合秋田県北地域協議会
議長 渋谷 四朗外1名

として栄えた町でもある。

また、高齢者生産活動センターは、昭和53年度に1億6千万円で建設され、食品加工（味噌、干大根、正月餅、生ソバ、製粉）民芸品（竹ボロキ、正月メ縄、焼物）推茸、園芸等による粗収入は年間、10、087千円にも達しており、現在登録会員50人、活動資金は町で貸付けておるとのことである、また福祉バンク事業が推進されており、地域の福祉ニーズにこたえるため、賛同者を「賛助会員」に、サービスを提供して頂く方を「協力会員」としました、サービスを希望する方を「利用会員」として、1時間600円を（利用者負担200円、社福助成400円）単位に1日4時間以内で介護や、洗濯、食事の世話等のサービスを受けるシステムが確立されていた。

また沈滞する山村地域の中にあ

国際交流をすすめる日南町

特産品としては、弥栄味噌、トマトジュースの加工等が推進されておりました。

昭和34年に7ヶ町村が合併して誕生した鳥取県日南町の人口は8、370人、面積が阿仁町とほぼ同じ340平方キロメートル、うち90%が山林という農林業の町でしたが、岡山県、広島県、鳥根県の3県に境を接した陰陽を結ぶJR伯備線の要路にあり、次代を担う

報告

くされたということである。
きびしい行政環境のなかから生み出されたのが、都市と農村の交流をねらいにした諸施策の展開で

ルとなっていた。
イベントは多彩で新緑の季節には、田植、山菜取り、ヤマメ釣、自然探索や、農村の暮らしの体験

視察研修

先進町村に学びながら、創造と活力ある町づくりをめざして、8月26日から同31日までの日程で行なわれた議会の研修視察の状況を報告いたします。

今回の研修町村は島根県弥栄村、鳥取県日南町、同智頭町を中心にふるさと体験村を拠点にした、都市と農村のふれあい交流、若者定住対策、林業振興による産地化、銘柄化の現状等についてそれぞれ視察を重ね、研修をしました。

まち、むらの視察を終えて



議員 松橋 修一

あった。
現代の都市社会が、農村に求めているものは何か、本物の食物提供、人間性回復機能としての自然の可能性、巨大な教育装置の営みをもつふるさと恵まれた環境、農業体験等を通じて、都市文化と

のほか、小・中学生を対象にした田舎遊び、キャンプ、ワラ細工、炭焼き等、秋の農業体験交流では、稲刈り、きのこ採り、栗拾い、勤労体験実習、神楽鑑賞ツアーなどが、計画推進されていた。
このほか、農業後継者対策とし

のほか、小・中学生を対象にした田舎遊び、キャンプ、ワラ細工、炭焼き等、秋の農業体験交流では、稲刈り、きのこ採り、栗拾い、勤労体験実習、神楽鑑賞ツアーなどが、計画推進されていた。
このほか、農業後継者対策とし

とくに、町立病院の退院者を中心にした、看護婦、保健婦、ホームヘルプによる訪問看護、福祉サービス等のほか、保健センターでは機能回復訓練も行い、鳥取医大の理学療法によるリハビリも取り入れた濃密なものでした。

見わたす限り緑一色、そこにおりなす自然と人々のいとなみ、そしてくりかえされる季節の中で、良質の杉材が産出される、鳥取県智頭町の人口は、11、199人、周辺6村との広域合併による町で古くは、山陰と山陽を結ぶ宿場町

町には町立病院のほか、開業医（歯科含）8医院の医療機関があり、鳥取医大と提携し町民の健康を守っていた。
このほか、保健センターが開設されており、隣町には厚生連病院、特別養護老人ホーム等があり連携して福祉医療活動が推進されておりました。

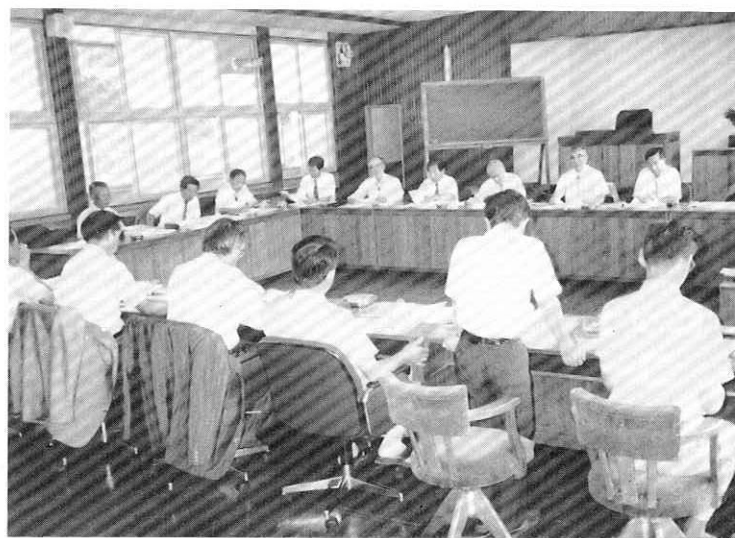
福祉と保健活動

若者達の様々な交流を推進しておりました。
過疎化、高齢化など硬直的な要素を抱えながらも、国際交流をふくめた交流事業に取り組みることによって、異なった文化や、思考、ライフスタイルを知り、これを受け入れながら文化の融合と新しい創造に取り組み意気込みが強く感ぜられ、現在、5、000万円の「国際交流基金」の運用益を活用して、青年の海外派遣、外国人留学生の受け入れ、日米高校生のキャンプ、ホームステイ、姉妹都市提携、スポーツ交流等を通じてさらに交流の輪を広げようとしておりました。

って、町有林経営は地域に大きな就労の場を与えており、町有林1、000ヘクタール造林という目標を達成しております。

枝打ち、間伐

この地方の杉は多くの品種系統が含まれる混生林で、この地方では沖の山スギといわれており、一般用材のほか長伐期、大径材や桁丸太の生産も行われるようになったことである。
良質材をつくる枝打ち、間伐はまず、植栽本数はヘクタール当り3、000本、3、500本で、3～8年生までの雪起こしと、7～8年生



美しい杉木立の智頭町

までの下刈り、その後はつる切り、除伐を行って、第1回の間伐を15～20年、第2回を25年～30年ごろに実施する。

最近、弱度の間伐を回数多く実施する傾向が見られ、本数率15～20%であり、選木基準はあくまでも不良木を優先している。
枝打ちは普通3～4回行い、間伐後にはかなり強度の枝打ちをし、その都度入念に樹皮の粗皮を削り

とるのが智頭地方の特徴である。主伐は従来60〜80年生であったが、一時期には短伐期林業が取り入れられた経過もあった。

しかし、最近では労務不足等の影響を受けて森林造成が困難となり、加えて長伐期による付加価値が見直されて、従来の長伐期施業へとかわっているということであった。

智頭木材団地

この団地は、地域林業の拠点施設として町内の林業、木材関係者が一体となった取り組みにより、生産流通体制を整備し智頭材の銘柄化、産地形成化を図ろうとする木材拠点センターである。

協同組合智頭製材工業は、地元優良材を対象とした製材工場で、合理化された設備と、近代的な労働環境のもとで製品をつくる地域製材工場のモデルと位置づけられていた。

また、協同組合智頭木材ハウス産業は、地元製材品を対象としたプレカット工場で、智頭木材流通加工協同組合は、智頭材を売り出す体制を整えて、銘柄化、産地化へ踏み出す先導役となっておりました。

智頭森林組合は、山側の活性化対策を重視した施設導入をすすめており、山元貯木場をつくり、地元材の安定供給体制を整えています。

また、団地内には町総合運動場を併設する等、町民の健康増進とレクリエーションにも利用しておりました。

今後の計画としては、林業センターの設置を検討しておるとのことでしたが、このほか、町内の公共施設は多様で、智頭病院(170床)、老人福祉センター、町民体育館・物産観光センター、ライオスセンター、福祉会館、総合センター等、充実された施設と町の状態がうかがわれました。

キーワード

オンブズマン

オンブズマンとはスウェーデン語で代弁者、代理人の意味。国民から選ばれて、行政機関にも苦情の処理や、行政活動の不法、不適切に対して監視や告発などを行う人。制度として一九世紀初頭スウェーデンに始まり、のちに公正取引、消費者、報道などの分野に広がっている。川崎市では市民オンブズマン制度研究会が発足、全国初のこの制度の実現をめざす。

平成2年度 阿仁町産業文化祭

とき 11月3日(土)・4日(日)
ところ 町民体育館(畑町)

今年の産業文化祭は、町、教育委員会と合同の開催となります。農林産物等の展示とともに、公民館の文化学園の学習発表や各種作品の展示なども行われますので町民多数のご来場をお待ちしております。

【開催日程】

- ▶11月2日(金)
 - 出品・展示物の搬入 審査
- ▶11月3日(土)
 - 一般公開(午前8時30分～午後8時)
 - 阿仁一中プラスバンド演奏
 - マタギ太鼓公演
 - トロロめし早食い競争
 - 即売品の予約受付
 - 芸術文化自主団体の学習発表
 - 座談会
 - つけもの講習会
 - わた菓子プレゼント等
- ▶11月4日(日)
 - 一般公開(午前8時30分～午後5時)
 - 公民館「文化学園」学習発表
 - 漫才(林家ライス・カレー子)
 - もちつき大会等
 - 表彰式
 - 即売品の引き替え

【つけもの講習会】

日 時 11月3日(土) 午後3時～4時
場 所 阿仁町立町民体育館
講 師 越後 静 先生
(鷹巣農業改良普及所)

漫才 11/4

「21世紀は
おじいちゃん
おばあちゃん
の時代」

11/3 林家ライス・
カレー子さん

11/4

農産物の抽選

健康相談

ミニ映画館の上映
も両日行わ
れます

ちびっこ コーナー

- ◎ バッテリーカー
(阿仁合保育所前)
- ◎ わた菓子プレゼント
(会場前)

11/3 11/4

【各コーナー紹介】

- ▶ 農協コーナー
- ▶ 内陸線コーナー
- ▶ NTTコーナー
- ▶ 生活改善実行グループコーナー
- ▶ 福祉コーナー
- ▶ 郵便局コーナー
- ▶ 商工会コーナー
- ▶ 営林署コーナー
- ▶ 公民館生涯学習コーナー
- ▶ 町内小中学生の絵画、書道コーナー
- ▶ 農近ゼミコーナー

マツタケ酒
マツタケガユ

試飲・試食
もどうぞ!

※ 秋田内陸線を利用して、産業文化祭にお出の方には「乗車整理券」を交付しますので、会場入口でお申し出下さい。(阿仁合駅から会場まではマイクローバスを運行します)

※ 別途に配布される「チラシ」もあわせてご覧下さい。

国の進学ローン

11月1日から受け付け開始

来春、進学される方の保護者を対象に「国の進学ローン」の受け付けが始まっています。合格発表前でも申し込みが出来ますのでどうぞお早めに。

- ◎対象 高校、短大、大学、専修学校などに進学する方の父兄、本人（勤労者学生に限る）
- ◎融資額 1人あたり 100万円以内
- ◎返済 5年以内（大学等修業年限が4年以上の場合は6年以内）
- ◎利率 年8.3%（変動する場合あり）
- ◎保証 (財)進学資金融資保証基金か保証人1人以上
- ◎申し込み 平成2年11月1日～平成3年4月末日
- ※ 詳しくは国民金融公庫大館支店へおたずねください。

☎ 0186 (42) 3407

11月は雇用保険

「さわやか受給」推進月間

雇用保険の失業給付は失業中の生活の安定と新しい仕事を安心して探すことが出来るようにするために支給されるものです。

ところがこの趣旨に反して、就職しているながら届け出をしないで受給していたり、従業員の被保険者期間や賃金を水増ししたり、または架空の事業所を設置して不正に失業給付を受ける等、悪質なケースが見受けられ、方々からの批判を浴びております。

失業給付に必要な費用は、事業主及び働いている方が負担している雇用保険料と国民の皆様が納められている貴重な税金によってまかなわれているのであり、雇用保険制度の健全な運営に支障を与えるような不正受給は絶対許されないものであります。

安定所では、このような不正受給を一掃するため、防止・摘発に全力をあげて取り組んでおりますが、改めて受給者や事業主の皆さんに雇用保険制度の正しいご理解と健全な運営にご協力をお願いします。

——雇用保険クリーンな受給でさわやか就職——

大館公共職業安定所鷹巣出張所

建築物の建築等に 関する申請および確認

専用住宅を建築する場合は確認申請書の提出がなされておりますが、車庫、物置といった付属家についてはほとんど申請書の提出なしで建築されております。建床面積10㎡以上の建築物を建築される場合は当該工事に着手する前に確認の申請書を提出して建築主事の

確認を受けなければならぬとされており、(建築基準法第六条) 今後建築予定の方は確認申請書を役場建設課へ提出されますようお願いいたします。尚、家屋を解体された場合は解体届けも忘れずにご連絡ください。

—建設課—

平成年度 個人事業税の納期内納税と 口座振替納税の勧奨について

11月30日は個人事業税第2期分の納期限です。

お忘れなく最寄りの金融機関等へ納税して下さい。なお、県では個人事業税についても納税者の皆様の手数をはぶき、預金口座から自動的に納税できる安全で便利な口座振替納税制度のご利用をおすすめいたします。

詳しくは北秋田県税事務所までご連絡ください。

☎ 0186 (42) 2211

工業統計調査 12月31日現在で実施

通商産業省では、毎年12月31日現在で、製造業を営む事業所を対象に、工業統計調査を実施しております。

この調査は、全国の工業の実態を明らかにすることを目的としております。

調査の結果は、国や県、市町村における工業の育成や都市開発、下水道整備計画等の各種行政施策の重要な基礎資料として利用されるだけでなく、皆さんが各種製品の生産、販売計画を立てられる場合にも参考になります。

調査に当たっては、県知事から任命された工業統計調査員が事業所を直接訪問し、調査票に記入していただき、回収するという方法で行ないます。

この調査は、統計法による指定統計として行なわれ、調査票の秘密は厳重に守られますので、正確な報告にご協力ください。

農地等の転用には許可が必要です

…無断転用は法律違反です…

「農地」は、食糧の安定供給のための生産基地であるばかりでなく、地域社会、経済の発展のためにもかけがえのない重要な資源であります。それだけに、地域の実情にあわせて計画的な利用が望まれると同時に、将来の農業経営者がこの貴重な農地を有効に利用できるように維持・管理していかなければなりません。

このため農地法では、優良農用地を守るために農地以外の用途に転換する、いわゆる転用について手厳しい制限を設けており、農林水産大臣、都道府県知事の許可を必要とします。許可を受けないで転用したり、転用のために売ったりする行為は法律違反となり、罰せられることになっていきます。また無断転用は周辺農地に悪影響を及ぼし迷惑となります。

農地転用とは

① 農地等を住宅敷地、工場敷地、道路、山林などの農地以外の用途に転用することです。

一時的に資材置場、飯場、砂利採取場などに転用することも含まれます。

② その土地が農地であるかどうかは、現況によって判断されます。地目が農地ならばたとえ不耕作の状態が続いていても、農地性があるかぎり農地とみなされます。

また地目が農地でなくとも肥培管理がなされ耕作の用に供されていれば

転用には許可が必要です。

③ 水田、畑、樹園地等の農地のほか、採草放牧地

を売買などをとをもって転用する場合は、許可が必要です（但し市街化区

域内は届け出。ただし採草放牧地の所有者、利用者がみずから転用する場合には許可はいりません

農地転用には二種類あります

① 農地の所有者、耕作者がみずからその農地を転用する場合（農地法第四条）

② 農地の使用収益権を持たない者が農地の所有者、耕作者から農地を買い受け、借り受け、あるいは使用収益権の移転を受けて転用する場合（農地法

法第五条）

無断転用には厳しい措置が…

無断転用者には、都道府

県知事が工事等を中止させ、もとの農地に復元させることがあります。これに従わない場合は、最高三年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられます。

また、周辺の方々に多大な迷惑をかけ、経済的にも道徳的にも大きなマイナスになります。

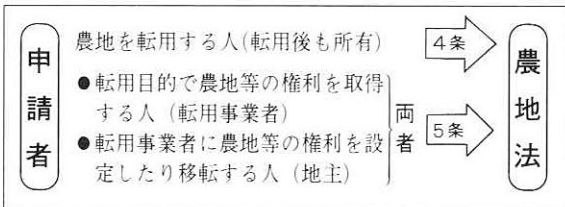
※詳細は阿仁町農業委員会へ（電話八二二二一一）

農地等の転用手続き

1. 事前に相談を

農地を農地以外の用途に転換する場合（転用）には法律による制限があり、都道府県知事または農林水産大臣の許可が必要です。転用許可申請の手続きには複雑な部分もありますので、転用に関するトラブルを避けるため、許可申請をする前に地元の農業委員会に相談をして、十分な指導・助言を受けたうえで許可申請をした方が、円滑な手続きができます。

2. 申請する人



3. 申請に必要な書類

転用の許可申請をする場合は、国が定めた様式の申請書のほかに次の添付書類が必要です。詳しくは、農業委員会に確認して下さい。

- ① 転用する土地の登記簿の謄本
 - ② 転用する土地の地番を表示する図面
 - ③ 転用する土地の位置、付近の状況を表示する図面
 - ④ 転用する土地に建設しようとする建物または施設の面積、位置および施設間の距離を表示する図面
 - ⑤ 転用する土地が土地改良区の地区内にある場合はその土地改良区の意見書
 - ⑥ 法人の場合は、定款、法人登記簿謄本等
- のほか
- ◎小作地を転用する場合は、所有者の同意を証明する書面
 - ◎転用する土地に使用収益権を設定している場合、その者の同意を証明する書面
 - ◎住民票、隣接地の所有者の同意書、その他必要な書類

秋田県最低賃金改正のお知らせ

—秋田労働基準局—

秋田県内で働くすべての労働者に適用する秋田県最低賃金が次のとおり改正されました。

平成 2 年10月12日以降は、この最低賃金より低い賃金で、労働者を使用することは出来ません。もし違反した場合は、最低賃金法により罰せられます。

最低賃金額	効力発生日
1日 3,738円 時間給労働者	2. 10. 12
1時間 468円	

最低賃金額には、次の賃金は算入されません

- (1) 精皆手当・通勤手当・家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金および1カ月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- (3) 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金(時間外及び深夜労働手当)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日労働手当)

1. 秋田県最低賃金と秋田県の各産業別最低賃金の両方が適用される場合は、その時の最低賃金額の高い方が適用されます。
2. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低いもの、所定労働時間のとくに短いもの等で最低賃金の適用が困難な場合には、その者について最低賃金の適用が除外される場合があります。
最低賃金について、不明の点があるときには、最寄りの労働基準監督署又は秋田労働基準局賃金課にお問い合わせください。TEL 0188-62-6681

秋の火災予防運動

「まず消そう 火への鈍感 無関心、

11月4日(日)～11月10日(土)

暖房器具の取り扱いについて

—鷹巣阿仁広域消防署阿仁分署—

暖房器具を使用する季節になりました。使用するにあたっては次の点に注意してください。

1. 暖房器具の上や周囲に燃えやすい物を置かない。又カーテン等が接触しないよう注意する。
2. 石油ストーブは油タンク、ゴムホースを点検してから使用する。
3. 移動式石油ストーブは完全に消化してから給油や移動をする。
4. 石油ストーブは灯油とガソリンを間違わないよう注意する。
5. 腐食して穴のあいているストーブや煙突はすぐ取り替える。
6. 煙突は使用前に掃除し、鳥の巣等が無いか、又折れ曲ったり外れたりしていないか点検する。
7. 煙突を壁、天井、屋根などに通すときはその部分に目かね石などを取り付ける。

阿仁町青少年育成町民会議

十周年記念行事に

あなたの参加を待っています

「みんなで伸びよう・伸ばそう」を合い言葉に地域の方々と発足した、阿仁町青少年育成町民会議も町の援助を受けながら今年で十年が経過しました。
この記念すべき年にあたり左記の要項により十周年行事を開催することにしました。

町民多数のご参加をお願いします。

開催日時 十一月十八日(日) 午前九時から
開催場所 阿仁町山村開発センター
催物 記念式典(表彰ほか)
講演(青少年の健全育成について)

※ 参加者にはバスの運行を考えています。詳細は後日チラシ等で発表します。

取引先倒産の場合の 資金手当をいたします。

【中小企業倒産防止共済制度】

「中小企業倒産防止共済制度」は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業者自らが倒産する等の事態の発生を未然に防ぐため、国が作った制度です。

加入後6カ月以上たつて取引先業者が倒産し、売り掛け金、債権等の回収が困難となった場合、掛け金総額の10倍の範囲内(最高3200万円・残高ベース)で無担保・無保証人・無利子で共済金の貸し付けが迅速に受けられます。(ただし、貸し付けを受けた共済金の10分の1に相当する掛け金額にたいする権利は、消滅します)すでに多数の方が貸し付けを受けて経営の危機を乗り越え助かったと喜んでおられます。

ぜひこの制度へのご加入をお勧めします。

事業主の退職金制度

【小規模企業共済】

「小規模企業共済」は、いわば国がつくった事業主の退職金制度です。

事業主であるあなたが第一線を退いたときなどに、法律で定められた共済金が支払われます。掛金は全額所得控除となり、節税しながら財産づくりのお役にたちます。

※ 詳細については阿仁町商工会にお問い合わせください。 ☎ (82) 2206

残念

四歳児に
むし歯の
ない子なし

去る十月五日(土)十二日に
かけて四歳児健康診査がお
こなわれました。

残念なことに受診した二
十九人全員にむし歯があり
ました。

家族でむし歯予防にがん
ばっておられたでしょうに、
本当に残念でした。

しかし、乳歯がむし歯で

もはえかわつたら健康な歯

になるよう、子供だけに歯

みがきをまかせず、子供の

後は大人がみがいてやる、

などしてもう少し手をかけ

てあげましょう。



第15回 地域の医療を考える集いご案内

大館市・北秋田郡医師会では毎年、行政と一般住民の方々と一堂に会して、医療と健康についての諸問題を話し合う集いを開催しております。

今回は下記のとおり、パネルディスカッションを企画致しました。人生80年時代を迎え高齢化社会をどのように生きて行くべきか、さらに家庭介護の問題点は何か等々について、各分野の方々に発言していただく予定です。

どなたでもご自由に参加できますので、ご案内申し上げます。

日時 平成2年11月17日(土)PM 2時～4時

場所 森吉町コミュニティセンター

パネルディスカッション

『健やかな老後のために』

—老人の健康と家庭介護を考える—

主催 大館市北秋田郡医師会

後援 秋田県医師会・大館市・北秋田郡各町村

S マークをご存じですか



美容、クリーニングのお店でS
マークを掲げたところをご存じで
すか。これは、利用者保護を目的と
した標準営業約款のシンボルマーク
です。このお店では、衛生的サービ
ス、損害賠償保険加入を行なってお
りますので、利用の際の参考にして
ください。

(県環境衛生課)

無料人権相談所の開設について

大館人権擁護委員協議会
及び秋田地方事務局大館支
局主催の無料人権相談所を

下記により開きますので、

土地や家屋の問題で困って

いる方、近所とのトラブル、

あるいは子どものいじめの

問題等で悩んでいる方、家

庭内のもめごとで苦労して

いる方、その他心配ごとを

かかえている方、お気軽に

おい出下さい。相談事項は、
一切秘密に扱います。

なお、相談には、町の人

権擁護委員や秋田地方法務

局大館支局の職員が応じま

す。

日時 平成2年11月30日(金)

午前10時から午後3

時まで

場所 阿仁町公民館(本館)

善意

■老人ホームに慰問

○秋田銀行阿仁合支店より、
入所者にと宝袋五〇個

○阿仁町マツタケ保護生産
組合(加賀谷廣組合長)

より、入所者にとマツタ
ケ二kg

■広報送付の謝礼

次の方々より広報送付の
謝礼をいただきました。係
では郵券代として使用させ
ていただきます。

○神奈川県小田原市 藤根
義博さんから五千元

○神奈川県横浜市 佐藤仁
郎さんから五千元

○秋田市阿仁会幹事長 吉
田茂さんから五千元

■社福協へ香典返し

○根子の山田西彦さんから
(亡父二三男)二万円

○幸屋の西根晴久さんから
(亡父徳之助)二万円

○下新町の北林米吉さんか
ら(亡父徳治)三万円

○菅生の高堰 稔さんから
(亡母ミエ)二万円

○長畑の菊地信男さんから
(亡妻ツナ)二万円

■社福協へ善意の寄付

○阿仁合中学校三十六年卒
の会(代表梅井繁司)より
一万円

○小様の工藤輝治さんより
一万円

○老人の一人暮らし世帯の福
祉弁当用にと、阿仁町マツ
タケ保護生産組合(加賀谷
廣組合長)からマツタケ一
・五kg。

保健婦だより

冷 え 症

「冷え症」の人はとても多いようです。

体質が大きく関係しますが、食べ物もとても大切です。自分は冷え症だ。という人はどんな物が好きでしょうか。甘いお菓子、ジュース類、または果物にはめがない、ということはありませんか。

夏に食べる物は、身体を冷やす性質があります。たとえば豆腐は冷奴で食べると体を冷やし、湯豆腐で食べると身体が暖まります。

夏にできる果物や南でとれるバナナ、パイナップル等、また夏野菜、レタス、ナス、トマト、キュウリ等を続けて食べていると体が冷えます。また、砂糖もとても体を冷やす食べ物です。

果物や砂糖をひかえることが一番良いと思いますが、好きな物をやめることはとてもむずかしいことです。いっきにやめようとするストレスを感じる人もおられますので、自分で出来る方法をみつけましょう。量を減らす、ジュースは飲まない等自分の身体にあわせて冷える食べ物をさけましょう。

そして、身体を暖める食べ物を摂ることも大切です。

大根、人参、ごぼう等根の物、くず粉も身体をとても暖めてくれます。

女性は腰湯を行なうのもよいでしょう。足湯も身体が暖かくなります。

冷えは内面からみると血液の循環が悪い状態でもあります。冬にむかって、身体の中から暖めましょう。

〈身体を暖める食べ物〉

番茶、かぼちゃ、ふき、りんご、にんにく、玉ねぎ、人参、ごぼう、くず粉、パセリ、大根、鮭、卵、にしん、鶏肉

母子手帳交付日

本庁 11月5日(月) 8:30~17:00
支所 11月6日(火) 9:30~12:30

電話健康相談

(阿仁町役場82-2111)
11月5日(月) 8:30~17:00
保健婦が相談に応じます

老人性痴呆相談日

11月19日(月) 14:00~
山村開発センター
公立米内沢総合病院 平野敬之先生

2歳児健康診査

11月9日(金)・11月16日(金)
受付時間:12:30~13:00
会場:山村開発センター
対象:62年11月~63年10月生

1歳6カ月児・3歳児健康診査

11月20日(火)
受付時間:12:30~13:00
会場:山村開発センター
対象:元年3月~5月生
62年4月~6月生

健康相談日

時間:10:00~12:00
11月7日(火) 山村開発センター
11月14日(火) 阿仁町公民館
11月27日(火) 健康管理センター

健康づくり教室

日時:11月23日(金) 14:00~16:00
会場:阿仁町公民館
「胃がんを発見するために」
阿仁町立病院 成田先生

家族の健康を考える集い

時間:17:00~21:00
11月7日(水) 環境改善センター
11月8日(木) 山村開発センター
「親子の健康づくり」
町保健婦

健康づくりを考える集い

11月14日(水) 13:00~15:00
山村開発センター
「何歳から健康づくりは必要か」
町保健婦

リハビリ学級

時間:14:00~16:00
11月15日(木) 山村開発センター
「おいしい物作り」
11月29日(木) 阿仁町立病院
「診療とリハビリ訓練」

慶弔だより

(敬称略)

10月

◎ こんにちは、赤ちゃん

佐々木 仁士と (一美・長女) 新町
伊藤 幸子 (健・長女) 幸屋渡
松橋 友里奈 (一美・長女) 比立内

♡ ご結婚おめでとう

畑山直良 (大町) 片岡浩成 (吉田)
田中 信子 (森吉町) 柴田尚美 (合川町)
鈴木 一成 (当) 桑田 英俊 (戸内)
坂本 佳奈子 (水無) 原 ちあき (山形)

■ おくやみ申し上げます

山田二三男 (68) 上杉 テツ (78)
柳谷小次郎 (76) 小根 瀨子 (74)
鈴木 キヨ (88) 荒瀬 西根徳之助 (74)
北林 徳治 (70) 萱草
幸屋

生涯学習だより

すめ

第38回「大館市北秋田郡
公民館研究大会」において

十数年に及ぶ地域づくり
学習活動推進に貢献された
二名の方々が表彰されまし
た。

戸島 鶴 男氏
(前二枚分館長)

梅 邑 長之助氏
(前吉田分館長)

一、高齢者学習の重点目標

- ①健康安全の自己管理
- ②家庭・近隣生活と人間関係づくり
- ③むり、むだ、みえを省いて安らかな生活づくり
- ④ふるさとを愛し、心豊かな郷土生活づくり
- ⑤社会参加と生きがいづくり

二、学習活動の情況

生きがいセミナー

八月 「生活を楽しく豊かにする消費生活の工夫」を県商工会婦人部長の中島喜代氏を招いて講話、年間学習計画をつくりました。

九月

「高齢化社会の現状と長寿社会への対応」を北秋田福祉事務所長の塩谷信夫氏の指導を受けました。

要旨

○山口県東和町は全国一の高齢化の町だが、高齢者が働きやすい条件整備がなされて、生々と老人が働いている。近隣の間関係がよく、明るさがあり健康増進活動で医療費が他のまである。

福祉行政その他の現状

- ①施設型福祉
- ②在宅福祉
- ③秋田県長寿社会振興財団等の活動について説明



- 最後に老人の心得七ヶ条
- ①自分のことは自分でする。
 - ②現在に適應する知恵。
 - ③現実を見つめる心。
 - ④老年開発の科学。
 - ⑤楽しみをつくる。
 - ⑥常に考えるくらし
 - ⑦人のためにする生活。
- 以上を挑戦意欲を失わな
いで学習し合うことにな
りました。

延寿大学

昨年来、地域づくり活動を学習目標に、ふるさと散歩道づくり、花いっぱい運動、健康づくり学習を進めて来ました。

今回は、やがて湖底の里となる森吉地区の現状を視察して、移り変わる地域を考察する学習をし、大阿仁分館祭への対応を計画しました。

瑞泉塾

白銀会、山水会(老人クラブ)の会員で組織する学習団ですが、生きがいづくりを中心に、親睦交流活動も加味した学習団です。

今回は、例年行なわれていた研修の旅を一泊二日で行ないました。(アトリオンで秋田蘭画展、博物館学習等)

長生大学

奥阿仁分館地区では、長い間高齢者学習団が編成されないままで来ましたが、今年度から長生大学生を募集し開設され、リゾート構想に対応する地域づくりに

ついて、高齢者がどんな役割を果たすべきかが今後の課題となるようです。第一回の学習は、阿仁町立病院成田先生による健康管理学習が行なわれました。

以上その一部を紹介しましたが、公民館は今後、高齢者学習推進構想(高齢期に対応する学習構造)の研究をすすめ、保健行政、福祉行政のみならず、生産性や集落自治活動、特にコミユニティケアづくりに挑戦し、「高齢化社会で生きがいある生活とは」、を追求する学習活動を展開したいと思えます。

- ①高齢化社会に対応するコミュニティ形成のあり方
 - ②高齢者の人材活用(知識技術その他の見識等)
 - ③高齢者の働く意欲の形成と条件整備のあり方
 - ④老後の生活設計と行政機関、団体との関り方
 - ⑤その他生きがいとは
- 等が今後の検討課題と思えます。
- 現在、阿仁町の高齢者人口は別表のとおりですが、学習参加者は、その約30%にすぎません。他町村に比べ、公務員、教職員、その

他有職者といわれる方々の高齢者学習団への参加が極単に少ないのはどうしてでしょうか。学習課題、方法等に問題がありそうですが何卒全国上位の高齢化率阿仁町です。住民一人一人の提言と学び合いを期待申し学び合いと仲間づくり

文化学園の交流学習会

公民館・大阿仁分館合せて十八教室、百六十名で構成されている「ふるさと文化学園」は、六月に始まりそれぞれ月2回の学習会を重ねてきましたが、この程全教室の交流学習が実施されました。

ふるさとの文化について理解を深めようと、九月二十八日、公民館において、「阿仁鉱山と人々のくらし」と題した講演が行なわれ、吉田英一氏（町教育委員長）のお話しに出席者六十名は熱心に聞き入っております。

また、さわやかな秋晴れに恵まれた十月七日、紅葉の色づき始めた安ノ滝への自然探訪を行いました。参加者五十名の約半数は、安

上げます。

年代	人数
60～64歳	523名
65～69歳	419名
70～79歳	485名
80歳以上	304名



ノ滝は初めてのこと、雄大な自然美にすっかり眼を奪われておりました。快い汗のあとは、キリタンポ鍋を囲み、秋を彩るふるさとの一日を楽しみました。この文化学園の定期学習

幼時期の貯えは一生の財産

— 親子のふれ合いと、父母の役割 —

紅葉の一枚一枚が枝から離れていく。秋を彩るこのさまを見て、「親放れ子放れ」を考えてみた。

「親子のふれ合いと父母の役割」について、保育指導員の古谷先生を招き、阿仁合家庭教育学級（保育所）を開いて一夜学習してみた。

○親であること
だれもが親らしくして坐って聞いていても、ほんとうに親らしい毎日かと問われれば首をかしげる。

○現代っ子の弱点
学校ごらい、いじめ、が低年齢化してきたり、思いがけないことをし出かす高校生がいるという話を聞いて

も今月で終了し、来月の町産業文化祭での発表会を行い、更に、最後の合同学習会として小坂町と比内町を訪れ、観劇と文化講演会聴講を予定しておりますが、いよいよ大詰めを迎えたこの時期、受講者の皆さんは、多くの仲間とほりきっている毎日です。

たり、親の声を素直にうけ入れてくれないのが大半の子どもの姿だと聞かされ、胸に手を当て、みれば大な



り小なりその様に思える。○幼時経験をいっばいさせてやりたい。

- ・母の子守り歌、絵本読み、昔語りをしてやる。
- ・家庭の行事を大事にしてその味わいをしみこませる。

- ぜひ、スキンシップを
- ・抱き上げ、語りかけ、遊んでやる、一緒に風呂へ
- ・親子が共に仕事をする
- 考える時間、空間を与える

- ・何でも頼る子にはするな。
- ・自分で何かをやるようにしむける。
- ・多様な考えを持てるようにほめてやる。

忙しいが、どうして密度の濃い子育てをするか、グループ活動を通して学習してほしいと力説された。色づいた葉も一枚一枚、個性あり気に見える。子等も皆そうありがたい。

読書週間

10/27～11/9




公民館の図書を利用してください

小・中学生用も
ありますし、一般
用図書も備えてい
ます。公民館で購
入してほしい本の
希望もお知らせく
ださい。

★童話 ハダカの王様

11月 生涯学習カレンダー

!!学んで増やそう、知識と友を!!

1 木	ノーカーデー (内陸線乗車運動) 全国青少年健全育成強調月間 映画「オーロラの下で」上映 ところ＝第一中学校 バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ	15 木	ノーカーデー (内陸線乗車運動) バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ
2 金	弓道教室 (町民体育館) 19:00～ ・自主グループ	16 金	弓道教室(町民体育館) 19:00～ ・自主グループ 第二中学校 校内バレーボール大会 16日～17日
③ 土	文化の日 テレビ家庭教育番組「親の目子の目」ABS7:00～7:30 阿仁町産業文化祭 (町民体育館) 3日～4日 阿仁部新人バレーボール大会 会場 森吉中学校	17 土	テレビ家庭教育番組「親の目子の目」ABS7:00～7:30 ふるさと文化学園移動学習会 (小坂町他)
④ 日	中村小学校 P T A 奉仕作業	⑱ 日	第一中学校 保護者授業参観日 第二中学校 P T A 研修視察
5 月	阿仁ダンスクラブ(本館) 19:00～ ・自主グループ	19 月	阿仁ダンスクラブ(本館) 19:00～ ・自主グループ
6 火	バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ	20 火	バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ
7 水	家庭教育電話相談(82-2128庄司相談員へ) 9:00～17:00 ・公民館 郡市書写、書道教育公開研究会 阿仁合小学校	21 水	家庭教育電話相談(82-2128庄司相談員へ) 9:00～17:00 ・公民館
8 木	バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ	22 木	バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ
9 金	弓道教室(町民体育館) 19:00～ ・自主グループ 第一中学校 校内球技大会	⑳ 金	勤労感謝の日 弓道教室(町民体育館) 19:00～ ・自主グループ 会費制結婚披露宴 (武田家) 開発センター
10 土	テレビ家庭教育番組「親の目子の目」ABS7:00～7:30 中村小学校 もちつき大会 第二中学校 職員研修会 10日～11日	24 土	テレビ家庭教育番組「親の目子の目」ABS7:00～7:30 会費制結婚披露宴 (三浦家) 開発センター
⑪ 日	大阿仁分館文化祭 9:00～ ・公民館 吉田分館文化祭 9:00～ ・公民館 会費制結婚披露宴 (佐藤家) 開発センター 奥阿仁分館家庭教育学級研修 (秋田市他) 中村小学校 P T A 研修会 (秋田市)	㉑ 日	阿仁部 P T A 研修会 (開発センター)
⑫ 月	即位の礼 阿仁ダンスクラブ(本館) 19:00～ ・自主グループ 茶道クラブ(本館) 19:00～ ・自主グループ	26 月	茶道クラブ(本館) 19:00～ ・自主グループ 阿仁ダンスクラブ(本館) 19:00～ ・自主グループ 第二中学校 教育相談 26日～28日
13 火	バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ 阿仁合小学校 根子小学校 就学時検診・入学説明会 中村小学校 第一中学校 教育相談 13日～14日	27 火	バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ
14 水	家庭教育電話相談(82-2128庄司相談員へ) 9:00～17:00 ・公民館 阿仁合小学校 祖父母参観日	28 水	家庭教育電話相談(82-2128庄司相談員へ) 9:00～17:00 ・公民館
		29 木	バレーボール練習(町民体育館)19:00～ ・自主グループ
		30 金	弓道教室(町民体育館) 19:00～ ・自主グループ 大阿仁小学校 校内球技大会

全町あいさつ運動 (阿仁町教育研究所)

町の小・中学校では、いま「あいさつ運動」に取り組んでおります。いつでも、どこでも、だれにでも明るいあいさつはもちろん、軽い「えしゃく」をされると気持ちがよいものです。

町づくりは「明るいあいさつから」「あいさつ運動は家庭から」を合言葉に、大人から進んで声をかけ合い全町運動として目指しましょう。

咲かせよう わが阿仁町に あいさつの花

第一中学校 一年 春日 麗美

・印は、行事主管課及び施設・学習団体の意味です。
学習についてのご相談、お問い合わせ

生涯教育ブルーの窓口

教育委員会 82-2133 阿仁町公民館 82-2128
町民体育館 82-2126 大阿仁分館 84-2040
へお気軽にご連絡下さい。(通信教育、放送利用、語学級、趣味の教室、スポーツ、文化等)